



小企業庁としても対策を立てていかなければいけないわけですね。それでは一体、これから国際通貨情勢がどうなっていくか、あるいは本年で終わるものなのかあるいはもつと半年くらいかかるか見るのか、これによって対策の立て方が基本的に変わってくると思うのです。それで、コナリ財務長官が来たときに、この委員会でも一時間ばかり水田大蔵大臣ともお話をしたわけですから、それにしても水田大蔵大臣自身が正直いって見通しというものが非常に不きりしたものが出ない。それはおそく出ないと思うのです。その辺のところを、この国際通貨情勢というものが今後どういうふうになっていくのかという見通しについて、一応見解がないと、今後の対策を立てるにあたって、やはりその情勢いかによって、これが非常に長期になるという見通しになれば、それが年々立て方をしなければいけないし、それが年々終わるんだというふうな見方になれば、それなりにまたやり方があると思うのです。その辺のところ、非常にむずかしい問題ですけれども、一応頭の中ではどういふような情勢で終わるかというふうな考えられて——これは私もたびたび申しますように、見通しについてはこれは大蔵省でもなかなか見当がつかぬことですから、非常にむずかしいのですけれども、やはり指導官庁として基本的にどういふふうにお考えになっているか、その点をお伺いしたいわけですね。

○進政府委員 御指摘のとおり、今後予想されます円の切り上げ幅がどのようになるかというところが大きな前提になるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、中小企業庁といたしましても、今後の長期的な中小企業のある方を基本的にどう考えるかということが最も重要であると考えてまして、実は先週の日曜日、十二日に中小企業基本法に基づきます中小企業政策審議会を開催いたしました、今後の中小企業のある方あるいは中小企業の範囲をどうするかというような問題を含めまして、基本的な検討を進めたいということで諮問いたしております。そこで私どもとい

たしましては、今後できるだけこの検討を詰めてまいりたいと存じております。全体的な基本政策としてはどういふふうにお考えをしております。さらに、個々の業種別に国際競争力という点におきまして非常に強い業種、弱い業種いろいろございまして、特に問題のある業種について個別にどうするかということにつきましては、この基本政策と別個に、並行いたしました、中小企業の個々の業種の構造改善政策を従来から個々の業種ごとに進めてまいっております。今後もこれを進めまして、この基本的な政策を検討したいと思っております。

○佐藤(観)委員 私も、おそく次長からでは、非常にむずかしい問題ですから、国際通貨情勢の見通しについてお答えも出ないし、あるいは大蔵省に聞いてもこれはおそく出ないと思うのです。そういうことで、国際通貨情勢の見通しがいかによって、これはいろいろ考え直さなければいけないと思うのです。

それでは問題を変えますが、中小企業政策審議会への諮問は、ドル・ショックによって従来やってきた中小企業対策を基本的に変えなければいけないということがあるか、それともこのベースをさらに強化していかなければならぬ、こういうことなのか、その辺の諮問の内容というのはどういふことですか。

○進政府委員 特に諮問の内容と申しますのは、これは実は意見を出すことができることになっておりまして、従来から中小企業の範囲でございますが、御承知のように資本金五千万円または従業員三百人以下、商業、サービス業につきましては資本金一千万円または従業員五十人以下という定義がございまして、これが、その後貨幣価値が下がってまいっておりますし、流通機能も拡大してまいっておりますので、これを再検討すべきであるという意見が前からございました。政策審議会におきまして検討すべきであるということになっておったわけでございますが、それに今回のいわゆるドル・ショックが加わりまして、さらに

中小企業政策全般について再検討すべきであるという議論になったわけでございます。しかし、私どももいたしましては、政策そのものを根本的に変えるという意味ではなくて、従来の政策を適用します場合に今後どういふふうにしてやっていくか、根本には業種別の産業構造と申しますか、その中で特に大部分を占める中小企業業種につきましてどういふふうな指導していかうかということが基本であらうかと思っております。

○進政府委員 出荷額で申し上げますと全体の四八%が中小企業の出荷額でございます。輸出比率につきましては全体の三八%ということになっております。特に対米輸出は三九%、ちよつと比率が高くなっております。

○佐藤(観)委員 四十四年しか出てないので、四十四年度の中小企業の輸出額、それとそこの出荷額に占める輸出の額、パーセンテージはどのくらいになっておりますか。

○進政府委員 通関統計上特に中小企業だけの輸出というのを明確に把握しておりませんが、約四割程度というところで見ていくわけでございます。全体の輸出額で申しますと約五十兆円程度でございます。

○佐藤(観)委員 私の質問はそうじゃないのです。そういう質問じゃなくて、資本金五千万円以下、従業員三百人以下を中小企業というわけですが、中小企業が現在長言されたように、国民総生産の三八%ですかを生産しておるわけですか。その額があるわけですか。その額があつて、そして総生産の中で輸出をしておるわけでしょうか。中小企業がつくった総生産額の中で輸出をしておる。その輸出の額と割合はどのくらいになっておりますかという質問なんです。

○進政府委員 金額は後ほど御説明させていただきます。

きたいと思つていますが、中小企業の輸出の比率は全体の中で約三八%程度を占めております。

○佐藤(観)委員 どうもその辺が私の感覚及び数字と少し違ふのです。私の数字では四十四年度の輸出額が大体二十八兆円、その中で四十四年度の輸出額が二兆二千億ですね。ですから輸出実績としては、中小企業がつくっているもので輸出が占めている割合というのはわずかに八%くらいという数字を見ているのですけれども、これはいかがですか。

○進政府委員 失礼申し上げました。ただいま私が御説明申し上げましたのは全体の輸出の中で中小企業製品の占める輸出比率が約三八%程度というふうな申し上げたわけでございます。全生産額の中で輸出の占める割合といふものは一〇%以下、八・六%でございます。

○佐藤(観)委員 いや、八・六%というのは全輸出の中で占める中小企業の割合ですか。——どうも数字がおかしいな。四十四年度の数字があるわけですね。四十四年度の中小企業、いわゆる資本金五千万以下従業員三百人以下の中小企業がつくった総輸出額ですね——つくった総輸出額ということではないですが輸出額、GNPに数えられる額ですね。これはでは幾らですか。

○進政府委員 失礼しました。先ほどの資料は対米輸出のほうと間違えておりました。全輸出額に占めます中小企業の輸出比率は七・九%と訂正させていただきます。

○佐藤(観)委員 いや、そうじゃないのですよ。それは全輸出の中で中小企業がつくっているものはどれだけかという話でしょう。そうじゃなくて、私のお聞きしているのは、いわゆる国民総生産の中で中小企業がつくる部分というものはあるわけですね。四十四年度で中小企業が出荷する額というものはあるわけですね。その額が幾らかかという。それから中小企業がつくるものの中で外国に輸出をするわけですね。その輸出しているのは幾らで、それは中小企業がつくったものの中の何%くらいを占めるのか。日本全体の生産量、あ

るいは日本全体の輸出額に占める割合が小さく、中小企業というのはいま一体どのくらいの年間生産額を上げて、その生産額のうちどの程度がアメリカなり、その他東南アジアなり、ヨーロッパなりに向けられるわけですね。ですから中小企業がつくる総生産額ですね、それと輸出の額、それから総生産額に占める輸出の割合、これをちょっとお伺いしたいわけです。

○進政府委員 中小企業の全出荷額は、工業統計でございまして四十四年度約二十八兆円になっております。その中の輸出額が約二兆二千五百六億円になっております。全体の比率で申し上げますと、出荷額では中小企業比率が約四九%、それから輸出額の中では約四〇%ということになっております。

○佐藤(観)委員 いま数字が出ましたように、つまり四十四年度の出荷額がほぼ二十八兆円。中小企業がつくった二十八兆円の中で輸出に向けられる分というのは約二兆二千五百億円で、そのうち中小企業がつくったものの中で輸出に向けられる分というのは、計算をしてみますと大体八%ぐらいになるわけですね。二十八兆円のうち二兆二千五百億円で、そこから八%強になるわけですね。それでそのうち対米輸出額というのは、大体幾らぐらいという数字はありますか。

○進政府委員 対米輸出額につきましては、約七千五百四十六億円となっております。

○佐藤(観)委員 そうしますと、私は大体一兆円と踏んでいたので、その四分の三ぐらいいしかなければ、そうしますと、中小企業がつくった製品の中で、これは大体三%を切る二・八%程度が対米輸出の額ということになると思います。そうすると、話を簡単にして三%にしてほしいと思っております。そうしますと、中小企業がつくった二十八兆円のうちの大体三%がアメリカに輸出されているのだということになれば、これは実は三%という数字はたいしたことはないと思っております。日本の対米輸出の全体から見れば三五%という対米依存率を考えれば、中

小企業をつくったもののわずかに三%弱、三%を切る額が対米輸出に向けられているということですね、数字的にはよろしゅうございませぬ。そうしますと、やはりここで問題なのは何かというところ、私はここでこれから議論する場合には、中小企業一般ということではこれは論議にならないと思っております。つまり、いま申しましたように中小企業でつくっているもの、大体八%強ですか、これが輸出に向けられ、それから中小企業でつくっているもの、三%を切る額がアメリカに向けられているのですから、そういう面では今度のアメリカの課徴金の問題あるいはいわゆるこれから行なわれるであろう円切り上げの問題、そういう問題に中小企業一般として対策を立てることはやはり私は問題だと思っております。そういう見解はどうですか。

○進政府委員 私も、特に影響がありますのは輸出産業であることは事実でございますが、その前に御承知のように、今年当初から一般的な産業界の不況がございまして、その不況がやつと回復のきざしが見えたところにドル・ショックが起こつてまいりましたために、いわゆるなべ底といいますが、不況の回復がいつになるかわかりませんが、全般的に中小企業業界全体が非常に苦境におちいったという事情がございまして、特に、私も今回の措置といたしまして特別に考えましたのは、輸出関連産業に対する金融、税制等を考えたのでございまして、中小企業全般につきましては、輸出関連を含めまして輸出が停滞いたしますと国内向けにもそれが波及するということになります。これを各産地からいってまいっております。そういうようなことから全般的に年末金融対策であるとか税制対策であるとかいうことを来年度施策を含めてお願いしているわけでございますが、その中でも特に御指摘のよう、輸出関連につきましては特段の措置をとるという次第でございます。

○佐藤(観)委員 円切り上げの問題あるいは輸入課徴金の問題、これは当然輸出入に関係するいわゆる貿易上の問題ですから、当然それは輸出関連になるわけですが、不況対策あるいは年末の融資

これはある意味では従来からやられていたことで、それに加えてここで出されているいわゆる国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案というものは、この時期に至っていわゆる不況の問題、確かにあります。それからもう一つは課徴金の問題、円の切り上げの問題、非常に変動相場制で成約がしにくいという問題、そういう問題が上積みされているんだと思っております。

それでよく数字を見ますと、どれくらい影響があるかというふうによく見ると、二十八兆円のうちの輸出に關連する部分としては八%強の約二兆二千五百億、しかも対米貿易はその中でも七千五百四十六億円ですが、三%を切る額だといふことになると、これは私は今度のそういう国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置というのは、この場合の中小企業というのはいま次長も言われましたように、もちろん輸出関連企業でございまして、問題なのはむしろ輸出関連企業でございまして、ある特定の地域に非常にかたまつて企業がある。これが産地産業といわれるものが、たとえば四日市の陶磁器にしろあるいは福井、石川の織維にしろあるいは愛知県の窯業にしろ、こういうふうなその地域においてその産業が非常に高いパーセンテージを占めて

いるもの、こういうものに対する助成措置といふか対策といふか、そういうふうなこの問題といふものは、いざ知られていないのじやないかと思つて、そういう見解でよろしゅうございませぬか。

○進政府委員 御指摘のとおりでございます。今回の措置のうちで特に法律的な手当てを必要といたしません金融措置でございまして、あるいは為替の予約の制度につきましてはすでに実施いたしておりますが、これらを実施いたします場合には、御指摘のとおり、特に輸出比率の高い産地というところで選定をいたしまして、たとえば緊急融資、これは六・五%の特利をいたしておりますが、たとえば業種なり産地を選びます場合には三割以上の輸出比率を要するもの、これは対米だけ

ではございませぬけれども、そういうことで選定をいたしております。為替予約も比率は違ひはありますが、同じような趣旨で若干の成約をいたしております。

○佐藤(観)委員 そこで、今度のこのドル・ショックによるところの問題から発生して、いろいろと私は中小企業問題というものはある意味では原点に戻つたのではないかと思つて、と申しますのは、いままで国際競争力をつけるというところ、いろいろ指導して構造改善もやってきたわけですが、普通ならば貿易の競争の中でやるべきであつたのですが、それが、これはIMF体制なりガット違反であることは私は間違いないと思つたのですが、いわゆるアメリカの輸入課徴金の問題なり国内的には変動相場制への移行なり、こういう形で中小企業に対して非常に荒波が迫つてきた。従来なら徐々に来るべきものが一挙に今度の中小企業にかぶさつてきたと思つて、そういう面では、たして従来からやつてきた中小企業対策、これはいよいよ国際競争力を強めるというところまでやってきたわけですが、それが、それがたして正しいやり方できたかどうかということが問われているときだと私は思つて、これから私の質問は、今後の中小企業対策といふものの基本について、従来からやつてきたその関連においては何をしたいと思います。

そこで、まず九月二十三日に閣議で今度のドル・ショック以来のいわゆる米国の輸入課徴金制度の実施等に伴う当面の緊急中小企業対策についてとして五項目、まあ六つに分かれておりますが、内容的には五項目でございまして、そういう金融財政上の措置がとられていたわけですが、まず九月二十三日に閣議が決定したわけですが、当面の緊急中小企業対策、この案の基本と申しますか、「当面の」というところは一体どのくらいの期間を考へていらっしゃるのか。それからもう一つは、従来やつてきた中小企業対策、ずつと流れがあるわけですね。その中で一体今度の緊急対策といふものは将来に向けてその基本的な方針を



利のお金を貸して、はたしてこれでこのドル・ショックというか、いわゆる変動相場制から固定相場制に戻ったとしてもはたしてやっていけるのか、またこれは同じ繰り返になるのじゃないか。いわゆる高級品かあるいは労働生産性を高めるような産業に転換をさせるような措置というものが、このドル・ショックを利用してというか不幸を幸に転ずるようなやり方でやっていかなければいけないのじゃないか。その点から見ると、このいわゆる閣議決定の中小企業対策というのは、これは今度出された法案そのもので、それが法案になったのが今度出されたと思うのですけれども、それからいくとどうも従来の価格差だけでいわゆる安い、アメリカに輸出する場合でも一〇〇%なり二〇%なり安いというだけで、製品の内容はよくなくともあるいは製品の内容は向こうと同じでも、安いというだけでやってきた企業というのをそのまま温存するようになつてはなつてないだらうか、そういう気がするのですけれども……。

そこで私は、先ほどの閣議決定というものが一体今後の中小企業対策にどういう性格を持つつかというふうにお伺いしたいのですが、その辺の見解はいかがですか。

○進政府委員 確かにこの九月二十三日の閣議の対策につきまして、転換対策ということも私も考えておりました。中小企業振興事業団の高度化資金、中小企業金融公庫の特別貸し付けという特ワクを設けておりました。低利資金を転換業者に貸し付ける制度が現在ございます。これを活用いたしまして、転換を希望する業者につきましては、できるだけ指導をしてまいりたいと存じております。しかし、確かに高級品化、生産性を高めるといふことにはいたしましたが、賃金の引き上げ等ともからみまして、今後、現在の輸出産業の中である程度高級品化し得る企業を除きましては、どうしても転換を余儀なくされる場合もあろうかと思ひます。しかしその点は、前回の閣議決定では今後の検討事項ということになっておるわけでございます。通産大臣からもそういうふうな発

言いたしてあります。私もといたしましては、先ほど申し上げましたように、現在約四百四十余りの近代化基本計画を業種別に進めておりますが、これらにつきまして業種によつては今後さらに再検討するとか、今後のあり方というものを検討させていたいただきたい、こういうふうな考えです。

○佐藤(観)委員 それを早いところやらなければいけないわけなんです。私が冒頭申し上げたように、今度の問題というのは、単に中小企業一般ではなくして、いわゆる産地産業、それにしぼられてきていふと思うのです。それでお伺いしたいのですが、いま次長も言われたように、転換というのには非常にむずかしいことなんです。それで今度のドル・ショックの問題というのは、中小企業一般ととらえるべきではなくして、いわゆる産地産業がどうあるべきか、産地の再開発をどうやってやっていくかという非常に大きな問題を含んでいると思うのです。

ちよつと法案に触れたいのですけれども、これは大蔵省でも中小企業庁でもどちらでもいいのですが、今度の臨時措置に関する法律案の中で、いわゆる大臣が認定する中小企業ということがありますけれども、これは具体的に最終的には政令できめられると思うのですが、あれはたしか八月の末でしたか、地域産業と輸出産業ということ、たしか七十八業種だつたと思うのですが、指定をされたと思うのです。今度はこの大臣の認定する、この臨時措置法のところでは第三条の認定です。三つの部分というのは、この前通産省が発表したいいわゆる七十八業種に加えてさらに広まるものなのか、大体あの七十八業種というか、七十八カ所というか、そのくらいのもりなのか。これは政令でこれからきめるということになるかもしれませんけれども、この第三条の認定ですね、これはやはりこの法案の非常に大きな中身だと思ひますが、この認定の部分について、大体どういふような方針できめられるおつもりでございますか。

○進政府委員 現在のところ作業を進めておりますけれども、おおむね近い業種にならうかと思ひます。

○佐藤(観)委員 そういうことになりますと、大体その百業種について考えなければいかぬわけなんです。いま申しましたように、地域産業としてその地域に対しては非常に大きな影響を持つ中小企業が多いわけですね。それでこの開発ですけれども、私は先ほどから申しましたように、単なる物が安いということだけでは、もうこれからはなかなか国際的にはやっていかぬ。そういう面では内容のある商品をつくらなければいかぬと思ひます。その面では百なら百として、百地域に対してどのような転換というか、開発というか、計画を考へていらっしゃるのか、その辺をお伺いしたいのですが。

○進政府委員 現在のところ、個別業種につきましてはまだ具体的な転換策をどうするということまでは考へておるわけではございませんので、これらにつきましても、やはり通産省の各原局でございまして、先生御指摘のように、産地を形成いたしております地元の産地の府県あるいは業界団体等とも相談いたしまして、やはり業界自体の自主的なある程度共同化施策がどうしても必要になつてまいります。通産省の近代化施策もできるだけそういうふうな、共同しての構造改善ということを中心に進めてまいっておりますので、今後業種別に、通産省の原局において、そういう具体的な施策を検討していただきたいと思ひております。

○佐藤(観)委員 それはある意味では従来からも研究をしていふと思うのですけれども、四十七年度の予算までにはつくるということですか。

○進政府委員 四十七年度の予算はすでに大蔵省に予算要求を出しております。私もといたしましては、現在でも百四十の近代化基本計画、業種別の構造改善計画を進めております。ですから、この計画の見通しということ、従来のやり方の中で、運営の問題として部分的にはできようかと存じます。基本的には、やはりこれは相当大き

な問題でございますので、先ほど申し上げました中小企業政策審議会におきまして、基本政策を御検討願うとともに、今後取り上げるべき問題につきまして、場合によつては新しい業種を取り上げなければならぬ場合もございまして、これは業種別の構造改善政策をじっくり検討していただきたいと存じております。

○佐藤(観)委員 そこで、今後の中小企業対策の基本の問題なんですけれども、いわゆるアメリカへの輸出ができなくなつた、それで変動相場制で輸出成約があまりうまくできないとか、そういうことで、この閣議決定によるような税制、財政上の措置がされるというふうな理解するわけですが、再び今度、今後の措置はまたアメリカからアメリカ、そういう輸出型の産業育成というふうに向かつていくのか、あるいは中小企業は中小企業で、輸出の部分じゃなくて国内で流通できるような、そういうものに変えていく必要もあるのではないかと、いわゆる従来の路線からいふと、構造改善によつて規模を拡大しろ、あるいはもう一つは、国際競争力ができるような産業にしらうということ、貿易中心型になつていふと思ひますけれども、その辺のところの基本線について、いま見直さなければいけない時期にきているのじゃないか。私が先ほど中小企業問題が一番原点に戻つたのじゃないかと言つたのもそういう意味なんですけれども、その点のところは基本的にはどういふふうにお考へになつておりますか。

○進政府委員 基本的に輸出振興ということばがいかどうかは別といたしまして、やはり日本全体としましては、中小企業を含めて、輸出の問題というのは重要であると思ひております。しかし輸出の内容が、やはり発展途上国との関係もございまして、対米輸出急増という問題が現に起こつておりますので、そういう新しい意味での国際的な新しい協調体制と申しますが、そういう中で調和のとれた輸出の伸びというものを考えなければならぬと思ひます。今後やはり日本の産業を伸ばしていくためには、輸出全体を伸ばすとい

ることは、やはり考えなければならぬと思いま  
す。従来やりました方法はそう間違っていないか  
たと思えます。ただ、その中のやり方をどうい  
ふに手直ししていくか、場合によりましては、  
新しい施策を考えなければならぬ場合もあろう  
かと思えますけれども、その点につきましては、  
今後検討したいと思えます。

○佐藤(観)委員 どうもこれからの中小企業対策  
について、いわゆるドル・ショック以後につい  
て、中小企業庁としても、あまり大きな政策の転  
換というか、思考の転換というか、私は考え方が  
転換されてないのじゃないかと思つてます。それ  
は全部中小企業政策審議会のほうにおろすと言  
いますけれども、この法案の中に、国際経済上の臨  
時措置に関する法案の中に、いわゆる転換計画の  
認定というところが第六条にあるわけですね。こ  
れは「行なおうとするものは、当該事業の転換に  
関する計画をその住所を管轄する都道府県知事  
に提出して、その計画が適当である旨の認定を受  
けることができる。」ことになっているわけですね。  
ということば、あとのほうで基本の考え方があつ  
て、中小企業の方々が、このままでは労働集約的  
であり、しかも東南アジアなり発展途上の国に追  
いつかれるので、どうもこの業種としてはやっ  
ていかれないというように考えられたときに、私は  
この都道府県知事に出不すと思うのですけれども、  
その基本は、認定しなければお金を貸してくれな  
いのですから、認定するということからは、やはり  
こちら側というか、つまり認定するほうに基本的  
でない、悪いの判断の基準がなければ、私は、こ  
れはできないと思つてます。おそらくこの部分  
は、また政令できめられると思つてますけれども、  
その辺の基本的な今後の「ドル・ショック」  
以来の転換、私はかなり転換をしなければいけな  
いと思つてますけれども、転換の基本方針につ  
いて、どうも非常にあいまいだと思つてます。この  
第六条に関して、それでは今後どういふふう  
にやっていくのか。その点についてはどういふこと  
になりますか。

○進政府委員 今回の転換政策はとりあえずの措  
置でございまして、ただいま申し上げましたよ  
うな基本的な将来のあり方を考えた上での転換と  
いうことよりも、当面のドル・ショックによりま  
して、どうしても穴れ行き不振から転換しなければ  
ならない中小企業が出た場合に、転換をした  
い、ほかの業種にかわりたいという場合に、特別  
の金融上の助成措置あるいは税制上の助成措置を  
とつていただくということでありまして、した  
が、いまして、今回の知事の認定につきましては、  
特に業種などを指定するということではなくて、  
ネガリストといふんですか、たとえばパー、キャパ  
シティーはだめだとか、あるいは現在でもすでに設備  
制限をしておるような業種がございまして、そ  
ういう新規参入はいけないとか、そういうふうな  
きわめて狭い範囲のところをだめだということに  
しまして、あとはとりあえずの措置でございませ  
ぬ、他の、自分の判断で適当な業種に転換した  
いという場合には、そういう非常にぐあいが悪い  
といふんですか、そういうものを除いては認定して  
よろしいという通牒を出したいと思つておりま  
す。

○佐藤(観)委員 これからのやり方もあまりまだ  
きめられてないようですので、その辺のところ  
がわかつたということで、ひとつ構造改善問題につ  
いて、ちょっと触れたいと思つてます。

これは非常に大事な問題だと思つてますけれども、  
も、繊維なんかでも構造改善、構造改善というこ  
とで、いわゆる古い機械と新しい機械、北陸のほ  
うでは、古い機械三台に新しい機械一台というこ  
とで構造改善を考えたわけですね、現  
在の機械というのは、いま最高一人で四十台くら  
い持っている機械があるわけですね。そうすると、  
非常に高生産でいいわけなんだけれども、なか  
なかにそれだけかけた減価償却ができないし、ある  
いは借り入れた金利負担が非常に重たいというこ  
とで、生産性を上げたわりにはなかなか構造改善が  
うまくいかないという事例があることを、私はこ  
の北陸に繊維の視察に行ったときに非常に感じ

たわけなんです。

それから、たとえば私の知つた範囲では燕のい  
わゆる金属洋食器、これなんかにしても、この三年  
間で構造改善が約七〇％進んだ。ところが、これ  
は特恵対策としてやってきたのですけれども、現  
在アメリカの洋食器の輸入関税が一七％ですが、  
この構造改善によつて燕のほうは一五％から一  
六％に値が下がつておる。これで発展途上国との  
格差がつけるといふふうに進んでいたわけなん  
ですが、御存じのように、今度燕のほうの金属洋食  
器については、非常な打撃があるわけですね。輸  
出のたしか九二％くらいだったと思いますが、占  
めておるといふことで、構造改善というの、い  
わゆる資本をそれだけ投下したわりには償却の部  
分なり、あるいは利子の部分で食われてしまつ  
て、なかなか実をあげていない例がかなりあると  
思ふ。この辺のことについて、中小企業庁として  
はどういうふうにお考えになりますか。

○進政府委員 御指摘のように、具体的業種別  
の構造改善政策、これは業種別と申しまして、  
実施する組合が産地別にまことりまして、その計  
画が妥当であると認定いたしました場合に実施す  
ることになっておるわけでありまして、全体とい  
まして、私どもは個々の業種別の問題点があ  
ることは承知いたしておりますけれども、構造改  
善計画全体としては、日本の中小企業の輸出  
の振興なり産業全般のレベルアップに非常に効果  
があつたと存じております。したがって、今  
後も構造改善計画は、その内容の計画の基準のき  
め方であるとか、たとえば生産性が低い場合の基  
準のきめ方等については再検討する必要があるう  
かと存じますが、構造改善計画自体は進めさせて  
いただきたいと思います。

○佐藤(観)委員 そこでちょっとお伺いをしてい  
きたいのですが、今度の臨時措置の中に、いわゆ  
る政府が構造改善で貸したお金ですね、資金、こ  
れを一年なり三年なり支払いを猶予するという項  
目がありますか。

融資をいたしておりますが、これにつきましては  
は、この構造改善をやっております実施状況によ  
りまして、非常に苦境におちいつている場合には  
猶予するということを認めております。

○佐藤(観)委員 私もこの前、北陸地方を回つた  
ときの現状では、繊維さんが最低三百万の借金  
が、構造改善であるわけですね。中小企業庁ある  
いは通産省の行政指導によつて、構造改善しろ、  
構造改善しろということでお金を借りてやつてき  
た。ところが、いわゆる無登録機械があるし、そ  
ういふことで今度は自主規制、その上に今度は政  
府間協定ということ、たいへんなことになつて  
おるわけですね。そこで皆さん方が言うことは、一  
人当たり最低三百万まで、機械が四台か五台くら  
いのところですが、最低三百万あるわけですね。  
そうしますと、たとえば織機を買い上げてくれたと  
しても、一台たかだか三十五万くらいですから、  
その構造改善で借りたお金が返せない、したがつ  
て転換ができない、こういう状態になつておるの  
が非常に多いわけですね。

そこで私は、おそらく金融措置の中で、項目と  
しては返済の猶予ということを書いてないけれど  
も、中小企業事業団の融資のお金の中に、今度政  
府が配られたお金の中に、そういう支払いの猶予、  
一年なり三年なりの猶予というものが含まれるべ  
きだと思つておるわけなんです。それは特に希望なん  
です。政府間協定については、これは特に述べませ  
んけれども、繊維に関して、そういうふうな非常に  
非常に苦境に立たされるというものについては、  
私はやはり政府から貸したお金の支払いの猶予と  
いうことをかなり考えていかなければいけないの  
じゃないかということをお望みいたしまして、この  
問題については終わりたいと思つてます。  
それで、今度は大蔵省にお伺いしますが、こ  
ういふ状態の中ですけれども、この前コナリー財  
務長官が日本に来る前に、閣議でいわゆる円対策  
八項目を堅持をする、従来どおりやっていくとい  
うことで、いわゆる私たちが前から言っていた輪

出振興税制ですね、これも廃止の方向で考えるところになっておりますが、そのことについては、そういうふうな従来から変わりないというふうな考えでよろしゅうございませうか。

○中橋政府委員 いま御指摘の輸出振興税制の問題でございますけれども、当委員会におきまして、先日大蔵大臣が申し上げましたように、これはいまお尋ねのように廃止の方向で考えております。先ほど米通産省からもいろいろ輸出の将来についてお話がございましたけれども、私どもも、輸出が日本経済にとって重要であるというところは将来とも変更はないと思っております。従来とつてまいりましたように、税制上いろいろな助成措置を講ずる必要があるかどうかということについては、この際とくに反省をいたしました。そういう問題についてはできるだけ早く別途の措置を考へることはありましようけれども、輸出振興税制という形では廃止したいというところで検討いたしておる最中でございます。

○佐藤(観)委員 ところが、佐藤首相が三年前に本会議の席上で、銀行の貸倒引当金は実態にそぐわないから廃止しようと言つたつて、いまだになされないわけですから、前の福田大蔵大臣も、この輸出振興税制についても、あるいは他のいろいろ問題のある租税特別措置についても廃止の方向で検討いたしますというふうな言つたけれども、ちつともこれについてはやらぬわけですね。輸出振興税制についても水田大蔵大臣も言つていらつしやるけれども、どうもその辺、私は正直言つていまの内閣はあまり信用できないわけですね。それで、いまは中小企業庁とお話をしたように、やはり税制上あるいは金融上で優遇をして企業を甘えさせるというか、単なる商品の価格競争だけでやつていく時代というのは私は私はずで遇してゐるのではないかと思つてます。そういう面について、ぜひとも、これはもう外貨が非常にたまつてゐるときでございませうので、ひとつ前向きに約束どおり考えていただきたいと思つてゐる。

す。

それから、いまお話があつたように、別途で何か考へるかもしれないけれども、おことばがちゃんと逃げ道としてあるわけなんです。そこでちょっとお伺いしたいのですが、最近さやかれてゐることで、銀行の貸倒引当金というものは、この前も当委員会でもいろいろ御質問があつたように、非常に実態にそぐわない。一つけたが違つて、十倍以上の貸倒引当金というものは認められておるといふことで、非常に問題があるといふことで、これも検討をする、あるいは廃止の方向で考へるといふふうになつていたわけなんですけれども、何かその代償のような形で、いわゆる変動相場制の時期に入り、これからの国際通貨の情勢がどうなるか非常にわからない情勢の中で、いよいよ為替差損準備金制度、こういうものを考へるのではないかと、いふふうになつてゐるのですね。これはいかがですか。

○中橋政府委員 確かに今回の通貨変動の反省から、将来に對しては為替変動によります差損に對して税制上準備金の制度を設けてはどうかと、いふ議論がございませう。もちろん検討の対象でございますけれども、私どももいたしましては、現在こういうふうな考へておられます。

と申しますのは、為替の変動に對して準備金をいたすということになりますと、わが國の通貨の状況だけでございませんで、将来相手國の通貨の事情もございませうから、外貨建ての債権に限りませう、債務についてもいろいろ準備をしなければならぬといふことになりませう。それで、外貨建ての債権を持つておる企業、債務を持つておる企業につきましては、さういふ準備をするといふことは、かなりの財源を食ふといふことになりませう。今回の変動相場制に移行しました状態をまだ私ども数字的には十分に追跡してはおりませんけれども、かなり今回の変動につきましても、さういふ差損を受けたところ、いわゆる差益を生じた企業といふものもございませう。

持ち、あるいは債務を持つておる企業について税制上の準備金を立てておりましたといふことは、場合に、将来の通貨変動が上下どういふふうに向かうかといふことによりまして、その準備金が効果を発する企業と、全然効果を生じない企業といふのが生ずるといふことになるわけでございます。広くかかるといふ金額を投じて為替変動準備金制度といふのを設けるのがよろしいのか、あるいは、たとへばいま御審議をいたしております中小企業関係につきまして、現実にさういふた為替変動から起きた損といふものを今回考へておられます。さういふ方法で効果的にやるほうがいいのではないかと、いふふうなことで、現在検討いたしておる最中でございませう。

○佐藤(観)委員 検討している最中だといふことでございませう。差損についてはさういふ措置がされましても、今度は差益ですね。為替差益だ、何にもしなくて、ちよつとレートを交へれば左うちわでもうかるわけですね。そこで、差損についてはさういふことでございませうけれども、差益のほうは、法人税の中に入れておられるのが、これは具体的な、法人税の中に入れておられるのがあつたといふことで組み込まれると思つておられます。ところが法人で、あくせくと働いて得たもので、為替差益、為替の変動だけでもうけたもので、やはり性格が違ふと思つておられます。さういふ面では、法人税の部分だけで考へるのも考へ方としては少しおかしいんじゃないかと思つておられます。そこで、為替差損についてはさういふ問題点を考へなければいかぬと思つておられます。為替差益の部分です、これについてはどういふふうにお考へになつてゐるわけですか。

○中橋政府委員 一がいには為替差益と申します。その中には二通り種類があると思つておられます。その第一の種類は、単に外貨建ての債務を持つておられます。輸入を主としておられます企業が、単に相場が変動することによりまして差益を生ずるといふ企業がございませう。これにつきましては、もちろん法人税制では、それによつて生じた利益といふのは法人税の課税が行なわれるわけでありませうけれども、主としてさういふ輸入物資を扱つておる企業といふものは、むしろそれに対して税金をとりませうよりは、その利益を物資の値段に還元する方向に持つていくのがいいのではないかと、いふふうには私どもも考へておられます。

それから第二の範疇をいたしましては、先ほど来いろいろ議論が行なわれておられます。たとへばドルを売つたといふことによりまして差益を生じたといふ企業がございませう。これもいろいろ内容を分析いたさなければなりませんけれども、かなりの企業といふのがそのままであれば生じたであろう差損を埋めるといふ意味においてさういふ行為をやつた、その差益が問題になつておられるわけでございます。その差益だけを取り上げて課税するといふ方法ももちろんございませうけれども、それは一方におきまして、それに対応する損といふものがあるわけでございます。それから、益だけを取り上げるというところの効果が一体どのようにあるのかという問題がございませう。

さういふ意味におきましては、差益といふものは、やはり益がそのままふえたものには對しては法人税で、損を埋め合わせたものに對しては、そのネットの益に對して法人税で、いふのが現在の私どもの考へ方でございます。

七

○佐藤(観)委員 前者の部分でございませう。私はいずれ一度これは流通過程の問題として、たとへば石油にしても、これはとにかく原油が、変動相場でいま円高が九・九%ですか、くらい高くなつてゐるわけですから、今度は原油自体が仕入れのときに安くなつてゐるわけですね。この部分が本来、いまの論理でいけば消費価格に反映をしなければいけないはずでございます。それがいろいろ業界の事情もあり、なかなか消費者のほうには還元をしてこないという実態があるわけですね。

この為替差益といふのは、おそらく一時的なもので、

のだと思うのです。大体、世界的には変動相場制じゃなくて固定相場制へこれから戻りたいという方向で、これはいろいろ論議のあるところですが、これも、そういう方向でいきたいと思います。この前の八月の十六日から八月の二十七日までの間の問題、あるいは將來またそういうことが起れば、その間のわずかな期間の問題だと思つておきます。そうなる、それだけのものを一週間かそれくらいになるかわかりませんが、二回目が起つたときの処置は、それを今度は商品価格に反映したほうがいいんじゃないかという事は、具体的には私はできません。その思うのです。そういう面では、為替差損について何らかの措置を考へる場合には、その逆の位置にある為替差益についても、やはり慎重にと申しますか、不勞所得としてかなり考へていかなければならぬのじゃないかというふうに思つておきます。それで、大体大蔵省はそれほどこの問題についてまだ考へが固まつてないようですので、この問題はこれだけにします。

もう一つは、今後の財政の問題として、非常に全体的に税収が落ちていくわけですね。国債を發行することになつていくわけですが、増収の部分、つまり本来課税されなければいけないもので課税されてないものが租税特別措置法に数々あるわけですから、特に私たちが今後見直していかなければならないのは交際費課税ですね。それから広告費課税。これは前国会で平林委員のほうから広告費課税については話がありましたけれども、特に交際費課税、これなんか非常に、この前も論議をしましたように、まだまだ私は一兆円、一兆円と申しますと、国民消費の中の約二兆というのですから、たいへんな額になると思つておられます。アメリカが国民消費の中の〇・四％ですから、アメリカの交際費の約五倍を使つていくという事で、これに伴ういろいろな好ましくない点も、これは多くを申す必要はないと思つておられます。あると思つておられます。この前の法改正で、四百万円プラス資本金の千分の二・五というふうに変わったわけですが、それによつて

いわゆる不算入割合というのが、四十四年が二一・六％でしたけれども、これが幾らかふえていきますね。これは四十五年度の数字はまだおそろく出てないと思つておられます。そういう面では、これは健全な経営をさせるための手段として、また、国家財政の面でも、交際費課税というのにはさらに重課していく必要があるのじゃないかと思つておられます。まずその点はいかがですか。○中橋政府委員 交際費課税につきましては、御承知のように、年を追ひまして強化をしております。本年の春の改正におきましても、従来の否認割合が六〇％から七〇％にあげられたところがございます。交際費にまつわりまるところのいろいろな難点というのは、まさに御指摘のとおりでございます。私どもも全くとおりに考へております。ただ、一つ考へなければなりませんことは、やはり交際費が適正に支出せられる限りにおきましては、それも企業の拡張の一つの手段でございます。また、それが新規の企業を抑制しないという意味におきましては、交際費のある程度の支出というのには認めざるを得ないと思つておられます。

もう一つは、中小企業の問題でございます。現在、いまおっしゃいましたように、四百万円プラス何がしというものは、実は中小企業につきましても、そういう配慮をしていくところでございます。このいわば最低限の金額と、それから否認の割合というものをかみ合わせまして、今後もお交際費の検討は続けてまいらなければなりません。この春何しろ六〇％から七〇％に引き上げていただいたばかりでございますので、もうしばらくその経過を見たいというのが私どもの現在の考へでございます。

○佐藤(鶴)委員 交際費が額が非常に大きく、しかもそれが経営の正常な状態を脱しているという例が数々あるわけなので、さらにこれも大蔵省としても考へていただかなければならぬと思つておられます。それから、この前の日曜日、菊花賞があつたわけですが、いわゆるギャンブル課税です

ね。これも少し考へていかなければいかぬじゃないかと思つておられます。特に入場税は、競馬、競輪、競艇、これらに三十三円が免税点になつていくわけですね。映画館とか演劇場が免税点が百円で、競輪、競馬というギャンブル性のものがいまだに三十円に据置きかかっていることについては、この前入場税法の改正のときにもいろいろ論議があつたわけですね。これはいま普通のときには競輪、競馬場は、私は行つたことはないのですが、百円ださうです。それで、百円を免税点にする一銭も取れなくなるということになると思つておられます。この前の菊花賞の売り上げが一億一千万で六十五億円ですか、これはやはり一億一千万がギャンブル人口ださうですから、一億一千万といふとかなりほとんども行つておられる人の回數、行かない人の分を割つてみますと、たいへんな数になるわけですね。ギャンブルがはたしていいか悪いかという事については、一応いまだに公認をされている形になつておられる。これが地方財政に援助を与えておられるわけですが、これがいいか悪いかは別の問題として、やはりこれだけのものについて、入場税も他の興行物よりも安い。それでいて一レース六十五億もかかるものについて全然税金がかかっていないという事については、やはり国民として納得ができないわけですね。大蔵省としては、このギャンブル課税にお伺いしたいと思つておられます。

○中橋政府委員 おっしゃる通りに、いわゆるギャンブルにつきましても、最近非常に状況を呈しております。私どもは、一つには、来年度の税収の状況が非常に窮乏でございますので、何か経済に悪影響を及ぼさないで、しかも税収を上げ得るものがないかという事を現在検討中でございます。その一つといたしまして、いま佐藤委員が御指摘のようなギャンブルというのの確かに私どもも同じように注目をいたしております。おっしゃいますように、延べ一億人の人たちがそこに入場

しておる、あるいは一レース六十五億円という、おそらく十一年前とは比べものにならないくらい金額の伸びを示しておりますが、入場料金にいたしまして、日本のギャンブルは諸外国に比べますと、むしろ入場料でその収入をあげないといふことのようにございまして、これが過去十何年前の金額とそう変わつていないといふような事情でございます。したがって、私どもは、こういう財源事情でもございまして、まさに佐藤委員おっしゃいましたように、私どもも、ギャンブルの是非といふことはこの際問題にはいたしませんで、何がしかの、ギャンブルに参加する人たちがもう少し多くの税金を納めるような措置がないかといふことを現在検討いたしております。確かにいまギャンブルの売り上げの中で、固なりあるいは地方団体なりにその一部が収入となつてあつておられることは確かでございますけれども、もう少しあげ得る余地がないかといふことで、現在検討いたしております。もちろん、そのやり方といたしましては、いま御指摘のように、入場料というよりな形で取るのがよろしいのか、あるいはギャンブルの売り上げに對してもう少し取るのがよろしいのか、あるいはまた、払い戻し金そのものについてももう少し納めてもらうような方法がないものかといふことで、現在検討いたしております。

○佐藤(鶴)委員 この問題については、本年の三月に堀委員が福田大蔵大臣とも話をしておられるわけですが、いよいよ税金を取るといふと、何かそのことについて、ギャンブル性のものについて認めていくというか、非常に税金がたよつていくというよりなやり方です。ただ消極的な意味では、一レース六十五億も金が動くようなものに対しては、おとくといふものもどうかと思つて、いま非常に税金が乏しいときでありますので、言われたように、経済活動に對してあまり影響のない部分で考へる必要があるのではないだろうか。ただそのやり方について、私個人としては、ギヤ



うようなものをいつまでも固執するというのは、これは私はナンセンスだと思っております。それで、そういう点では輸銀ベースで向こうから申し入れがあればちゃんとこたえるということは、政府もたびたび各委員会で言明しておりますので、その方向で行くと思っております。

それから、私は腹を打ち割って申し上げますと、中共の約八億の国民、そういうものの生活、つまり消費水準といえますか、消費性向といえますか、そういう点を考えますときに、日本があくまで貿易というものが至上命題であるならば——この中国のマーケットは非常に各国のねらるところで、ニクソンが日本を飛び越えて、アメリカと中共といろいろなことをやっているというの、私はやはり資本の流れがそういう人口を自当てにしておるといことは一面から言えると思っております。それで、日本もそういう面から対中共貿易というものは、向こうの中共の国民の生活水準を上げるという面と、日本が貿易をやっていくという面から考えていかなくちやならぬというふうに考えております。

○齋藤委員長 この際、本案に対する質疑を暫時中絶し、沖繩振興開発金融公庫法案を議題といたします。

沖繩振興開発金融公庫法案

〔本号末尾に掲載〕

○齋藤委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。山中総務長官。

○山中総務長官 たいだいま議題となりました沖繩振興開発金融公庫法案について、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

わが国民多年の悲願である沖繩の祖国復帰がよい明年に実現する運びとなったことは国をあげての喜びであります。

沖繩はさきの大戦において最大の激戦地とな

り、全島ほとんど焦土と化し、沖繩県民十数万のうとい犠牲者を出したばかりか、戦後引き続き二十六年余の長期間にわたりわが国の施政権の外に置かれ、その間沖繩百万県民はひたすらに祖国復帰を叫び続けて今日に至ってまいりました。祖国復帰が現実のものとなつたいま、われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖繩県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への憤いの心をもって事に当たるべきであると考へます。祖国復帰というこの歴史的な大事業の達成にあたっては、各般の復帰諸施策をすみやかに樹立し、かつ沖繩県の将来についての長期的な展望を明らかにして、県民の方々が喜んで復帰の日を迎え得るような体制を早急に整えることこそ、政府に課せられた最大の責務であります。

以上のような観点に立つて、政府は、種々の施策を講ずることとしておりますが、復帰後の沖繩における経済の発展、社会の開発を促進するためには、現在、本土において政策金融機関が行なっているそれぞれの業務を一元的に、かつ沖繩のみを対象として行なう強力な政策金融機関が不可欠と考へられますので、沖繩の各界各層の方々の意見を取り入れ、琉球政府と十分な調整を行ない、ここに沖繩振興開発金融公庫を設立することにした次第であります。

以上が、本法案を提案した理由であります。次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、沖繩振興開発金融公庫は、現在本土にあります日本開発銀行、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、医療金融公庫及び環境衛生金融公庫の業務並びに船舶整備公団、公害防止事業団の融資業務に相当する業務を復帰後の沖繩において、一元的に行なうこととしております。

漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、環境衛生関係の営業者等に対する資金の融通が円滑に行なわれることが期待されるのであります。

第二に、本公庫は、現在沖繩において営業を行なっている米国民政府機関の琉球開発金融公社、琉球政府関係機関である大衆金融公庫及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計、本土産米穀資金特別会計の五つの特別会計の権利義務を承継することとしております。

なお、これら各機関に勤務している職員は、本公庫の発足に際し、本公庫に受け入れることとしております。

第三に、本公庫の貸し付け条件は、業務方法書で定めることとなりますが、その条件の設定にあたっては、沖繩の現行の貸し付け条件及び本土各公庫の条件を勘案し、沖繩の産業経済の発展をはかるため、できるだけ限り有利な貸し付け条件を設定することとしたと考へております。

第四に、本公庫の資本金は、前に述べました本公庫が承継する各機関の純資産額に相当する金額としておりますが、予算で定める金額の範囲内において、本公庫に対し追加して出資を行なうことができることとしております。

第五に、本公庫の運営が健全に行なわれるよう、役員任命など公庫の組織に関する事、予算、決算その他の公庫の会計方法、公庫の業務についての内閣総理大臣及び大蔵大臣の監督その他必要な事項については、他の金融公庫の例にならうて適切に規定することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

(拍手)

○齋藤委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○齋藤委員長 租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。貝沼次郎君。

○貝沼委員 途中で切れてしまつたのですが、吉田書簡の問題について、これはナンセンスだという話がありました。廃棄するほうがよいという話ですね。それで、先日政府代表的な意味のある保利幹事長から周總理に対して書簡が出されました。ところが、これはまやかしてあるといつていぶん非難を受けました。そういう状況下にあつて、いま政務次官が考へておられるような対中共貿易というものがはたして可能なかどうか、こう考へた場合に、私は非常に疑問だと思つて、なぜあのようにまやかしてあると非難をしたかといえ、私の考へるところによれば、やはりこれは台湾との問題だと思つたのです。日台条約、これを破棄しなければ具体的なものとしてはおそろしく中共は考へないと思つたのです。したがつて、政務次官がいまそのように対中共貿易というものが大事であるとお考へなれば、この日台条約に対しては今後破棄するような方向で動かれるのかどうか、またどうすべきとお考へなのか、この点について一言伺つておきたいと思つた。

○田中(六)政府委員 この問題は一言では言えないと思つておりますが、日本は国連中心主義だということと主張しておりますし、国連でアルバニア案がああいうふうになりましたし、中国が参加をするということがきまつて、すでに代表者もニューヨークに行つておりますので、あとは台湾の処理の問題は中国と台湾との関係で、これも政府がたびたび言つておられるように、台湾と中国で解決すべき問題で、日本としては、やはり国連でそうきまつた以上その線に沿つていくという基本方針を貫く以外にないと思つております。

○貝沼委員 国連でそうきまつた以上その線で貫くということですが、これはほくはほんとは

うは長くやりたくないのです、予算委員会じゃな  
いから。しかし、国連でできた方針の解釈の問  
題があると思うのですよ。国連でできたのは、  
中国の代表政府は毛沢東の政府である。その線で  
いくなら日本もそう認めるということに考えてお  
るということですか。このところはちよつと  
はつきりしておかなければならぬと思うのです。  
○田中(六)政府委員 私、こういう質問が出る  
と思っておりますが、国連中心主義でいき  
ますし、台湾のことを、日台条約をここでいろいろ  
論議いたしました問題があると思つた以上、そ  
りあくまで国連というところできつた以上、そ  
の線に乗っていきますし、保利書簡もそのいきさ  
つは私よく知りませんが、やはり中国を認めてい  
こうということになります。結局、台湾とい  
う問題は、日本が、ここでやかく私どもが言  
う問題も、そのまゝ中国と台湾との問題で処理  
していただく以外にこちらからいろいろ、国連で  
そういふふうになつた以上、申し上げることはむ  
しろ内政干渉というふうな線にまで発展するん  
じやないかと思つておられます。

○貝沼委員 いや、政務次官、そんなことを言  
ちやだめです。これは内政干渉にならないの  
です。認めるか認めないかというのはこつちのこ  
となんです。自分の国を自分で認めるなどという人  
はいないものであつて、その国の政府はどこであ  
るか認めるのは、こつちの側なんです。これは  
内政干渉にならない。そうしなさいとすすべきで  
ある、こつちの側が認めるのは内政干渉かもしれ  
ませんけれども、わが国としてそれを認めるかとい  
うことは内政干渉じゃないのです。だから、認  
めるということは日本の国としてやらなければな  
らない。それをいま佐藤政府はやらなければな  
らぬ。それで問題になつておるわけですね。した  
がつて、その点はつきりしておいていただきたい  
と思つたのです。私はこの問題もほんとうはやる  
かあれば、あるいは大臣のときにでもそういう問

題——これは大蔵省の考え方というものはつき  
りしない、各省の考え方は、大蔵省の顔を見な  
がらやつておるわけですから、はつきり言つて。  
だから、これはやはり聞いておく必要があると  
思つておつたわけですから聞いておられます。した  
がつて、そういう問題は保留します。  
それからもう一つ、さつき申し上げましたよう  
に、フェアプレーですね。きょう配付されてお  
ります「調査月報」の中にもちよつと載つてお  
ります。先ほど読みました「生活水準を上げる、  
公害と同じく、そうした問題を抱えながら競争を  
行なうのはアンフェアではないか」と載つてお  
りますけれども、この公害の設備もやらない、他  
国に比べて日本は労働時間も長い、さらに今度は社  
会資本の充実もやらない、そして労働賃金も低  
い、こつちのやうな条件のもとで外国と取引の競  
争をやるとしても、他国がこれに対していぢや  
んをつけてくるのは当然だと思つたのです。した  
がつて、今後、単なる為替レートがどうとかこ  
うとかいふことも大事ですが、しかしそれ以外に  
その底に流れておる問題、たとえば労働問題ある  
いは公害の問題について大蔵省としてはどうい  
ふふうに考えていくのか、それに対して積極的に  
たどるべき予算編成のときは予算をつけるか、あ  
るいは調査を開始するとかいふような方法があり  
ましたら、お願いいたします。

○田中(六)政府委員 先ほどから申し上げていま  
すように、抽象的にいへば、つまり民間主導型で  
設備投資をやつて、それぞれ企業がうんと輸出を  
して金をもうけていく、それを政府があつと押しを  
するといふやうな方向がいままでだつたと思つて  
おりますが、それをひとつ、これはもうひとつ  
いけませんが、国内の社会資本の充実、社会保障制度  
をはじめいろいろのことが抽象的な大きな目目でし  
て、その内容は、先ほどから申しておられますよ  
うに、公園とか道路の舗装とか、あるいは上下水道  
とか、緑地とか、そういうやうなことをやつてい  
かなければいけない。それで、今回の補正予算か

ら来年度予算の中に流れる思想といつたしまし  
も、公共事業とそれから減税というものを二本の  
柱にして予算を組んでおるわけでございます。  
○貝沼委員 その面をうんと進めていただきたい  
と思つますが、先日も私は公害の多い水島方面へ  
行きました。そうしたら、たとえば川崎製鉄の部  
長さんですか、これは公害の問題か何かもありま  
して自殺をしております。こつちの公害は、かわい  
そうだ。かわいそうはかわいそうでありますけれ  
ども、やはりその根底にあるものは——しかし、  
戦後日本の国が焼け野原から復興するためにど  
うしてもやらなければならなかつたといふもの  
の、この大企業を擁護するといふ政策、復興しな  
ければならぬといふ立場から特別措置法である  
とかいろいろやつてきたわけでありすけれども  
も、それが戦後二十六年も続いて、そしていま  
に、それがもう必要のないものであるにもかかわ  
らず、それを何とかしなさい。したがつて、大企業  
のほうでは、それを既得権としてもう当然である  
といふふうにしておる。ところが、世界の情勢  
はそうならないで、公害問題などは、これはもう  
当然企業としてやらなければならぬといふこと  
ろまでできてしまつた。そしてその間にはさまれ  
て、こつちの自殺とかそういうことが起こつて  
いる。こつちの自殺とかそういうことが起こつて  
いる。したがつて、こつちの悲惨な現象が起つて  
いるといふこと、そういう問題の根底は、これは  
政府の政策そのものにあるのです。この辺をもつ  
ともつと直して、そしてこつちの税制の公平  
を犠牲にしての制度である租税特別措置法、こつち  
のものを、先ほどの答弁だけでなく、もつともつ  
と積極的に洗い直す必要があるのではないか、ま  
た、社会資本の充実といふやうなことも当然一生  
懸命やるべきではないか、私はこつちの思ひます。そ  
の点は要望しておきますので、お願いいたしま  
す。

この租税特別措置法の話をするには、どうして  
もその本法であります国際経済上の調整措置の実  
施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律  
案、これについての審議をしておかなければなら  
ないと思つたのです。  
そこで第一番目に伺つておられますが、この  
「国際経済上」といふことは何と申しますか。これは何  
を意味するものなのか。何となくばく然とわかる  
ようではありませんが、具体的に私が尋ねますから、  
それにお答え願ひたい。一つは、これは、まだ円  
切り上げはやつておりませんけれども、円切り上  
げ後のことも入れてあるのかどうか。この点、い  
かがですか。  
○進政府委員 円切り上げも入れてございま  
す。

○貝沼委員 円切り上げも入れるといふことは、  
その円の切り上げといふものはある程度予想し  
て、したがつて、それによる中小企業の被害とい  
うものはこれくらいあるといふ調査の上にこれを  
やつておるわけですね。  
○進政府委員 円切り上げが実際上幾らになる  
かは別といたしまして、国際経済上の調整措置の  
実施に伴います中小企業対策を検討いたしました  
際に、私どもはいわゆるドル・ショックといふの  
は、課徴金の実施と円の自由変動相対制への移行  
とこの二つが現実にごさつた。しかし、将来  
円の切り上げなりあるいはドルの切り下げなり、  
国際的な通貨調整があるであろうという想定のも  
とに、それらが実施された場合の中小企業に及ぼ  
す影響もこの救済策の対象として考えようとい  
ふことで、私どもは検討してきめたわけでごさ  
います。

○貝沼委員 その想定であります、この想定に  
ついては大蔵当局とは相談の上で、大体一致した  
意見でこれをやつておるのですか。  
○進政府委員 円切り上げがあるかどうかは別と  
いたしまして、とにかくそういうものが起こつた  
場合に、それによる影響、それからそれまでの課  
徴金その他による影響とはなかなか区別しにくい

第一類第五号 大蔵委員会議録第十号 昭和四十六年十一月十六日

一



されていいのではないかと思ひます。たとへばその企業の対米輸出率であるとか、あるいは輸出量の何%と定めるのか、生産量の何%と定めるのか、いろいろあると思ひますけれども、とにかくどういふような骨組みでその認定の基準というものが定められるのか。これは省令の範囲でありますからきまつてはいいと思ひますけれども、考え方を示していただきたいと思ひます。

○進政府委員 現在考へております省令の主要項目といたしましては、認定された業種をきめました中で個別の企業を知事が認定いたします基準をきめたいと思ひますが、その基準の一つといたしましては、八月十六日以前にこの当該業種を営業しておつたということ、これはその後の営業は入らないということとほとんど問題はございせんけれども、確かに八月十六日までその業種を営んでおつたということがまず第一点でございまして、それから、この国際経済上の調整措置によりまして輸出に影響があつたということで、現在のところではおおむね私どもといたしましては五%程度将来減少をするという見込みであるということ、その二つを主とした基準にいたしたいと思つております。もちろんそれ以前に業種なり産地業種を指定いたしますから、その指定は主務大臣がいたしますので、これは明示いたしますから知事としては当然判明するわけでございまして、要件といたしましてはその三つにならうかと存じております。

○員沼委員 この認定をする場合に、どれくらいのスปีドでやるかということでありませうけれども、これは申請をして認定をしてもらうわけですね。その場合にあまり時間がかかりませうと、これは何のための対策かわからなくなつてしまふので、スピーディーにやつてもらわなければいけない。そこで、いま考へておるのは、大体この申請をしてから何日以内くらいに認定がなされるのか、その日にできるのか、そしてそれに対する対策はいつごろ手が打たれる可能性があるのか、この辺のところを伺つておきたいと思ひます。

○進政府委員 これはすでに金融措置につきましては、法律改正を要しませんが、実施いたしておられますが、私どもが調べたところによりませうと、最も早いところでは二日くらいで認定をいたしておられます。

それから、本件は法律改正を要しますので、その実施が法律成立後になるわけでございますけれども、事前準備を十分いたしまして、法律成立と同時にすみやかに実施できるようにいたしておきたいと存じておりますので、少なくとも金融措置と同じように、できるだけ早く認定できるようにする心がまえにいたしておきます。

○員沼委員 もう少しお尋ねいたしますが、この認定をする場合に、ことに金融措置の場合でありますけれども、ちよつとつぶれそうな企業、ちよつとつぶれそうな企業というものは、資産もない非常にあふないわけですね。ところが、金融という以上は、やはり何らかの担保も要るとかいろいろ条件があるわけですね。そうすると、ほんとうに救われてしかるべき企業というものが、この認定に漏れるのではないかと心配がございまして、先日、いままでも倒産をしたものの資料をいただきましたけれども、それによりまして非常に規模の小さい企業が倒産が多いと思つたのです。あとでもこの問題に触れますけれども、たとえば、いままでも大体三十社くらいだと思ひますが、そのうち、資本金で見ますと、大部分が四百万とか三百万とか二百万とかという小さなものであり、まあ四千万をこえるものは三つばかりです。こういうような現状からも資本金の非常に小さいものが危険である。ところが、私どもはいままでも何回も国民金融公庫であるとか中小企業金融公庫であるとか、そういうところにお申し込んである方々の話を聞きますと、その条件がきびしくてなかなか借りられない、こういう声が圧倒的にあります。そこで、この倒産しそうな業者こそほんとうは手を加えてあげなければならぬのに、この人たちがあつては、その網の目から漏れるのではないかと、このことが心配されます。そういうところに対しては

特に留意されるのか、そしてまた何らかの方法があるのか、その点についてお答え願ひます。

○進政府委員 今度の法律改正によりまして、特に信用保険公庫の引き受けワクを、特別ワクを設けて、御指摘のような零細業者につきましては、従来無担保、無保証の信用保険が八十万円限度でございまして、これを百六十万円と倍にする、それから無担保の三百万円の小口保険につきましては、これを倍の六百万円にするということ、要するに、御指摘のような零細企業のような場合には、確かに信用力が欠けたいしてありますので、それを補うための道といたしましては、信用保証協会を活用するほかはないと存じて、そのための法律改正をお願いしているわけでございます。これによりまして保証ワクを早く広げてやりたいということもございまして、あと運用の問題でございまして、できるだけ早い信用保証あるいは保険の引き受けについて便宜を計らうように保証協会が、特に原がいろいろ實際上監督、指導をいたしておりますので、地元の産地の原当局とも相談いたしまして指導してまいりたいと存じます。

○員沼委員 こういう中小企業の方々とお話をいたしますと、私たちが困つていられるということも重大問題でございまして、しかしながら、これがあまり大騒ぎされませうとまた困ることがある。それはいま次長が申されましたように、信用がないということでありまして、銀行から金を貸してくれない。銀行だけではありませぬ、株式であるならば、その株の値打ちが下がるのでありますから、こういう面でも困る。しかしながら、ある程度騒がないとまたこの措置は講じてくれませぬというわけ、非常に困つた、板ばさみになつたところもあるわけですね。これは中小企業庁と全く同じ立場にあるんじゃないかと私は思ひますけれども、したがって、そういうような信用の問題については特に力を入れて援助をしていただきたい、この点をお願いいたします。

中小企業というふうになつておりますけれども、この下請という範囲はどういふふうにしてきめるのか。下請といつてもいろいろあるわけですね。大きな企業の下請であれば、ちゃんとした会社がある。しかしながら、もう家内工業みたいな中小企業であります。その下請というのは、下請といつていいのかわいひのかわいひませんが、いろいろありまして、家内工業的なものもあれば、内職が圧倒的な率を占めるものもございまして、こういうようなところをどう判断されておられるのか、その点をお伺ひいたします。

○進政府委員 下請につきましては、下請に対しまして法律がございまして、すでに課徴金の実施されましたと、親企業の団体に対して、下請企業に対する特段の配慮をするように中小企業庁長官名で通知を出しております。

御指摘のように、下請に關しましては、大企業からの一次的な下請、それから二次的なあるいは一番末端の零細な加工をしておりますようなところまで何段階も縦の経路がございまして、しかも、その辺につきましては、法律で取り締まつておりますのは、いわゆる大企業と下請中小企業との關係でございまして、それにつきましては、私どもは不当なしわ寄せ、いわゆるドル・ショックに名をかりた不当なしわ寄せが起らないように指導をしておる次第でございまして、

○員沼委員 当該業種に属する中小企業というのは、どういふものでありますか。

○進政府委員 下請の取り締まりに關しましては、業種を限定いたしておりますので、親子の關係でございまして、親の大企業から中小企業に対して発注します場合には該当するわけでございまして、

○員沼委員 そこで、親会社があつてその下請があるわけですが、これは原則的にたとへば親会社にほんんと渡して、そして何とか子会社に対してもというよりなことは絶対ありませんね。あくまでも下請の会社一つ一つに対しての話し合いでいくわけですね。

○進政府委員 下請につきましても、下請の協会が、全部の県でございませぬが、かなりできております。この協会に對しても通知を出しまして、これを密告というと變でございませぬが、親企業から遺贈なことをいつてきた場合あるいは過去の取引について變なことをいつてきた場合は、直ちにこちらに通報するようにという通知を出しております。そういうことで、親企業に對しても指導をいたしておりますし、下請企業側にもそういう指導をいたしております。

○貝沼委員 そこで大蔵省にお伺いいたします。大蔵省のこの法律案要綱によりましても、「臨時措置に關する法律に規定する認定中小企業者である法人及び資本金一億円以下である法人」云々と書いてありますけれども、この「認定中小企業者」というのは、これは通産省と全く同じ解釈ですね。よろしいですね。全く同じですか、その点を答えてください。

○中橋政府委員 いまお読みになりました「認定中小企業者」に關する限りは全く同じでございませぬ。それと、大蔵省では中小企業というのは資本金一億円以下で従業員が三百人以下。通産省では資本金五千万以下ですか、違いますか。これはどこから連うのでしょうか。これは両方から答弁をお願いします。

○進政府委員 中小企業庁の關係をいたしましては、中小企業基本法を定めます場合に、当時の全体の状況を勘案いたしまして、資本金五千万円あるいは従業員三百人以下というふうにきめたわけでございます。この点は特に税のほうを考へてというよりも、総合的に中小企業金融、税制あるいは構造改善計画、その他いろいろなことを実施いたします場合のおおむねの基準ということ、そういうふうな数字をきめたわけでございます。

○中橋政府委員 税につきまして、いろいろ中小企業関連の制度がございませぬ。その中で、たとえ

ば特別措置法で近況法なり構造改善をとりまします中小企業について税制上の措置をとるといふ場合には、全く中小企業基本法によりましますところの中小企業に該當するものについて、それぞれの租税特別措置を行なつておるといふのが大體の原則でございます。

いま御質問の、資本金一億円以下というのを、特別に法人税に關しまして中小企業的に扱つておられますのは、実は昭和四十一年からでございまして、そのときに税率の適用につきまして、資本金一億円以下のものについて、一億円超の法人よりも有利に扱つような措置を講じたわけでございます。

そのときに、実は中小企業基本法によりましますところの資本金の基準なり従業員数の基準なりによるべきかどうかということが議論せられたわけでございますけれども、その場合には、税金のほうとしましては、実は一つには従業員基準というものは、非常に画一的に取り扱います税金の問題としては、変動の多い従業員数をとるのはいかにがということからとらなかつたわけでございます。

それから、出資の金額につきまして一億円というのをこの場合にとりましたのは、やはり税金の取り扱いがやや有利になるということ、中小企業の増資の意欲をそなへてはいかかというふうな観点から、少し高い目にはたさうではないかというところで、一億円という線をとつたわけでございます。したがういまして、今回の改正法案におきましても、そういう意味におきましては、中小企業基本法等によりましますところの中小企業よりは広い範囲の中小企業というものが今回の対象になるわけでございます。

○貝沼委員 そうしますと、いま中小企業庁では、中小企業と言いました。それから大蔵省では、中小企業的ということばを使いました。中小企業というのとはどっちのほうか正しいのですか。

○進政府委員 私、中小企業的と申し上げたの

か、ちよつとつかりいたしてございましたけれども、中小企業の範囲をきめます場合にいろいろ検討いたしました。昭和三十八年に現在の基本法の定義が定められたわけでございます。その後近代促進法等によりましては、一部従業員数の場合に拡大した業種が例外的にございませぬが、基本法にいたしましては、中小企業者の範囲を明確にきめるために、そういう資本金五千万円、従業員三百人と規定したわけでございます。的と申しましたのは、特に特別の意味があつて申したわけではございませぬ。

○貝沼委員 時間が来ておりますから、あと一問題聞きます。

そこで、なぜこつとつかりいたしてございませぬかと、この要綱の中に「資本金一億円以下である法人で認定中小企業者に準ずるもの」云々、こゝにあるわけですね。これは結局中小企業庁、通産側では、認定の対象外のものですね。これを認定しなければならぬわけですね。この認定は一体だれがするのかわかるといふことが一つなんです。この認定のしかたも、通産当局で考へておられるような、中小企業をほんとうに守つていくという立場からのものなにかどうかという問題点であります。

それからさらに、一億円とかあるいは五千万円というふうな言つておられますけれども、たとえば法人全体で見ますと、五千万円以下くらい、まあ五千万円未満ですね、これらの人たちの比率は全体の大体どれくらいかということですね、これはほとんど九九多くらいになると思つております。だから一億円という数字もこれは○・数%にすぎないのであつて、ことさら、こつとつかり中小企業が主体になつておられる、またその人々を守るための法律を云々する場合に、審議する場合に、どうして大蔵省は一億円というものに固執しなければならぬのか。私は、そういう全体を含めてしまつたならば、非常に数少ない業者のほうにたゞは金融措置的なものも片寄る可能性があるのでは

はないかと心配をするわけでありませぬ。これに對しては、しかしそうではないと言えないと思つております。現実の事態、先ほどから聞いておられますけれども、あまりはつきりしません。もしそれがそれでないというならば、今回のこのドル・ショックによつて影響を受ける企業というものは資本金別に何社ある、そしてそのうちのどれくらいの資本金のもは何%くらい影響を受けているから、したがつてこつとつかりところまで加えなければならぬという、そういう証拠でもあるなら示していただきたいけれども、それがなければ、私は、一億円とそれから通産省の五千万というものが両方何となくががががと組み合わせられておられるような感じのもので、ちよつとつかりしつないのじやないかと思つております。この点いかがですか。

○中橋政府委員 まず第一の御質問で、資本金一億円以下である法人でございまして中小企業基本法で中小企業でないものについてどういふような認定をやるかということでございますが、これは措置法の法文にもございませぬように、政令で定めることになつております。

大體私どもいま考へておりますことは、業種は、もちろん同じ業種指定を受けるという、その業種指定を受けたものに属する企業であるということにいたしたいと思つております。それから個別認定でございませぬが、これは通産省のほうの御提案の法案によりましますと、県知事が認定することになつておられるのに對しまして、それ以外の資本金一億円以下の法人につきましてはそれぞれの主務大臣が認定することになつておられると思つております。もちろんその認定について硬軟のないように十分配慮をいたしたいと思つております。

それから第二の御質問の、資本金一億円という基準を別個につくつたのは混淆を来たすではないかというお話をございませぬが、確かに私も四十一一年のときにはそういうことを議論いたしましたし

た。その場合には、先ほど申しましたように、まず従業員基準というのをとりますと、毎月毎月の従業員の数の変動というのについて税金の措置をとります場合に一々チェックしなければならぬ、その手間を避けたいということがございませう。

それから出資の金額のほうで、それでは五千万円で押えればいいではないかということございませうが、一つには、中小企業基本法のほうでは資本金が、たとえば製造業でございませうれば五千万円以下または従業員三百人以下となっておりますから、資本金がたとえございませうても、従業員基準で中小企業に該当するといふものがあるといふことが、一つは資本金の基準をとった場合に出てくるわけではございませう。それから第二の問題は、先ほどお答えいたしましたように、やはり税金の制度でございませうから、そういうことから増資の意欲を阻害しないでやや高目にきめておこうということ、一億円という線をとったわけではございませう。

それで五千万円から一億円についての企業はどれくらいあるかと申しますと、最近の数字では約六千七百企業でございませう。

○役員委員 まだ問題はたくさんありますけれども、約束の時間が来ておるようではございませうので、以下の問題につきましては保留したいと思ひます。

○藤藤委員長 次回は、明十七日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時八分散会

### 沖繩振興開発金融公庫法案 沖繩振興開発金融公庫法

#### 目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)
- 第三章 業務(第十九条―第二十三条)
- 第四章 会計(第二十四条―第三十一条)
- 第五章 監督(第三十二条―第三十四条)
- 第六章 雑則(第三十五条・第三十六条)
- 第七章 罰則(第三十七条―第四十条)

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 沖繩振興開発金融公庫は、沖繩(沖繩県の区域をいう。以下同じ。)における産業の開発を促進するため、長期資金を供給して、一般の金融機関が行なう金融を補充し、又は奨励するとともに、沖繩の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、環境衛生関係の業者等に対する資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通し、もつて沖繩における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする。

##### (法人格)

第二条 沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」といふ)は、法人とする。

##### (事務所)

第三条 公庫は、主たる事務所を那覇市に置く。

2 公庫は、東京都に從たる事務所を置くほか、主務大臣の認可を受けて、その他の必要な地に從たる事務所を置くことができる。

##### (資本金)

第四条 公庫の資本金は、附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額に相当する金額とする。

2 政府は、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

##### (登記)

第五条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

##### (名称の使用制限)

第六条 公庫でない者は、沖繩振興開発金融公庫という名称を用いてはならない。

##### (民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、公庫について準用する。

#### 第二章 役員及び職員

##### (役員)

第八条 公庫に役員として理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

##### (役員の仕事及び権限)

第九条 理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、公庫を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公庫の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

##### (役員の内命)

第十条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

##### (役員の内命)

第十一条 役員の内命は、四年とする。

2 役員は、再任されることができない。

##### (役員の内格条項)

第十二条 国務大臣、国会議員、政府職員(非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長若しくは常勤の職員又は政党的役員は、公庫の役員となることができない。

##### (役員の内兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

##### (代表権の制限)

第十四条 公庫と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公庫を代表する。

##### (代理人の内命)

第十五条 理事長及び副理事長は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

##### (職員の内命)

第十六条 公庫の職員は、理事長が任命する。

##### (役員及び職員の内公務員たる性質)

第十七条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

##### (退職手当の内支給の基準)

第十八条 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 沖繩において産業の振興開発に寄与する事業を営む者に対して、当該事業に係る設備(航空機、船舶及び車両を含む。)の取得、改良若しくは補修又は当該事業の用に供する土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。)に必要な長期資金を貸し付けること。
- 二 沖繩に住所を有する者で沖繩において事業を営むものに対して、生業資金の小口貸付けを行ない、及び沖繩に住所を有する者に対して、恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。
- 三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得若しくは造成又は借地権の取得、幼稚園等又は関連利便施設の建設、関連公共施設の整備その他の政令で定める使途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行なうこと。
- イ 沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者
- ロ 沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行なう者(地方公共団体を除く。)
- ハ 沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を建設して譲渡する事業又は住宅を建設してその住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権を譲渡する事業を行なう者
- ニ 沖繩において土地を取得し、造成し、及び譲渡する事業又は土地を造成し、及び譲渡する事業を行なう会社その他の法人並びにこれらの事業を行なう地方公共団体

ホ その他政令で定める者

- 四 沖繩において農業(畜産業及び養蚕業を含む。)、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。
- 五 沖繩において事業を行なう中小企業者に対して、当該事業の振興に必要な長期資金を貸し付けること。
- 六 沖繩において病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人その他政令で定める法人に対して、当該施設(当該施設の運営に必要の附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。)の設置、整備又は運営に必要な長期資金を貸し付けること。
- 七 沖繩において営業を営む環境衛生関係営業者その他の政令で定める者に対して、当該営業を営むために必要な施設又は設備(車両を含む。)の設置又は整備に要する資金(当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要なものに限る。その他環境衛生関係営業者の共通の利益を増進するための事業を行なうのに要する資金で、政令で定めるものを貸し付けること。

2

- 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 生業資金の小口貸付け 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第二項に規定する生業資金の小口貸付けをいう。
- 二 恩給等 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)第二条第一項に規定する恩給等をいう。
- 三 幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設 それぞれ住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第十七条第二項又は第四項第二号に規定する幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設をいう。

四 中小企業者 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)第二条に規定する中小企業者をいう。

- 五 環境衛生関係営業業者 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第三十八号)第二条第二項に規定する環境衛生関係営業業者をいう。
- 3 公庫は、第一項の業務のほか、第一条の目的を達成するため、産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七条に規定する資金の貸付けの業務及び自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)第二条に規定する資金の貸付けの業務を行なう。
- 4 公庫は、第一項及び前項の業務のほか、附則第四条第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行なうことができる。
- 5 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九条までの規定は、公庫が同法第二条第一項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。
- 6 住宅金融公庫法第二十二條の二第一項の規定は、公庫について準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項又は第二項の規定による貸付けの業務のうち、同条第一項第一号」とあるのは、「沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)第十九条第一項第一号」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罪則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

- (業務の委託)
- 第二十一条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、住宅金融公庫の行なう住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する保険の業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行なう貸付けの業務を受託することができる。
- 2 公庫は、前項の規定により業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行なうことができる。
- (業務方法書)
- 第二十二条 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 貸付金の使途、貸付けの相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に関する事項等貸付けに関する業務の方法
  - 二 業務委託の基準
  - 三 その他政令で定める事項
- (事業計画及び資金計画)
- 第二十三条 公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 第四章 会計
- (予算及び決算)
- 第二十四条 公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

第二十五条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日まで国庫に納付しなければならぬ。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金)

第二十六条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。

2 前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

(沖繩振興開発金融公庫宅地債券)

第二十七条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第十九条第一項第三号の規定による貸付金に係る土地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、公庫の予算に定められた金額の沖繩振興開発金融公庫宅地債券(以下「宅地債券」といふ)を発行することができる。

2 宅地債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だつて自己の債券の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百一十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、宅地債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(余裕金の運用等)

第二十八条 公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有  
二 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(資金の交付等)

第二十九条 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、受託金融機関に対し、貸付けに必要な資金を交付することができる。

2 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替とし、又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関に預け入れることができる。

(会計帳簿)

第三十条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

第三十一条 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託金融機関につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

2 会計検査院は、必要があると認めるときは、第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者の会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)

第三十二条 公庫は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律、産業労働者住宅資金融通法及び自作農維持資金融通法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(役員解任)

第三十三条 主務大臣は、公庫の役員が第十二条の規定により役員となることができない者に該

当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、産業労働者住宅資金融通法若しくは自作農維持資金融通法又はこれらの法律に基づく命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

(報告及び検査)

第三十四条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫、受託金融機関、第二十条第一項の規定により業務の委託を受けた地方公共団体(以下この項において「受託地方公共団体」といふ)若しくは第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ロからニまでの規定に該当するものその他政令で定める者(以下この項において「貸付けを受けた者」といふ)に対して報告を求め、又はその職員に公庫、受託金融機関、受託地方公共団体若しくは貸付けを受けた者の事務所立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関又は受託地方公共団体に対しては当該委託業務の範囲内に限り、貸付けを受けた者に対しては当該貸付金に係る業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(賃借人の選定等)についての住宅金融公庫法の準用

第三十五条 住宅金融公庫法第三十五条第一項及び第二項の規定は、第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金の貸付けを受けた者で同号ロの規定に該当するものについて、同法第三十五条の二第一項から第三項までの規定は、同号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ又はニの規定に該当するものについて、同法第三十五条の三の規定は、同号の規定による幼稚園等の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ロ、ハ又はニの規定に該当するものについて、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替等は、政令で定める。

2 住宅金融公庫法第三十九条の規定は、公庫について準用する。

(主務大臣)

第三十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第三十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第七章 罰則

第三十七条 第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ロ、ハ又はニの規定に該当するものが、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした会社その他の法人の代表者若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条第一項又は第三十五条の三第一項に規定する基準に従わないで住宅又は第十九条第二項第三号に規定する幼稚園等、関連利便施設若しくは関連公共施設(以

下この条において「関連施設等」というものを貸付したとき。

二 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条第二項（同法第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する額をこえて、家賃又は賃貸料の額を契約し、又は受領したとき。

三 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項に規定する基準に従わないで住宅、関連施設等、土地又は借地権を譲渡したとき。

四 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第三項（同法第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する額をこえて、住宅、関連施設等、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金を科する。

第三十八条 第三十四条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員、受託金融機関の役員若しくは職員又は同項に規定する貸付けを受けた者である会社その他の法人の代表者若しくは人若しくは会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者を三万円以下

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の役員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は附則第五条の業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十八条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第二十八条第二項の規定に違反して業務に係る現金を公庫以外に預託したとき。

六 第三十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十条 第六条の規定に違反して沖繩振興開発金融公庫という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。  
(設立の手續)  
第三条 主務大臣は、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

6 公庫は、協定の効力発生の時に成立する。公庫は、公庫の成立後、遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

7 公庫が成立したときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を官報で公示しなければならない。  
(琉球開発金融公社等からの権利義務の承継等)  
第四条 公庫の成立の際、現に琉球開発金融公社の有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐこととなるもの、大衆金融公庫の有する権利義務及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計又は本土産米穀資金特別会計に属する権利義務は、政令で定めるものを除き、その時において公庫が承継する。

2 前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継された権利義務に係る資産の価額の合計額から負債の価額の合計額を差し引いた金額に相当する金額が、政府から公庫に出資されたものとする。

3 前項の資産及び負債の評価の方法については、政令で定める。  
(特定の資金の貸付け)  
第五条 公庫は、当分の間、第十九条第一項、第八十条、所得税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中宇宙開発事業団の項の次に次のように加える。  
沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第 号）

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。  
沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第 号）

別表第二中医療金融公庫の項の次に次のように加える。  
沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第 号）

別表第二中医療金融公庫の項の次に次のように加える。  
沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第 号）

三項若しくは第四項又は第二十一条の業務のほか、前条第一項の規定により承継した本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に係る資金を財源として、沖繩において農業又は漁業を営む者その他政令で定める者に対して、企業の合併に伴う合理化に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを行なうことができる。

2 公庫は、協定の効力発生の日以後一年間は、第十九条第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は前項の業務のほか、沖繩において事業を行なう者で政令で定めるものに対して、銀行その他の金融機関からの借入金で政令で定めるものの返済に必要な資金の貸付けを行なうことができる。  
(名称の使用制限に関する経過規定)  
第六条 この法律の施行の際現に沖繩振興開発金融公庫という名称を用いている者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。  
(政令への委任)  
第七条 この法律に定めるもののほか、附則第四条第一項の規定による権利義務の承継その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第二中医療金融公庫の項の次に次のように加える。  
沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第 号）

沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
別表第二中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の第二項中「規定する宅地債券の購入に関する契約」の下に、「沖繩振興開発金融公庫と締結した沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)第二十七条第一項に規定する宅地債券の購入に関する契約」を加える。

第七十七条の七の見出し中「農林漁業金融公庫資金」を「農林漁業金融公庫資金等」に改め、同条中「が農林漁業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を、「に掲げる資金の下に」又は「沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号に規定する資金(政令で定めるものに限る。)」を加え、「当該資金を」これらの資金に、「同項」を「農林漁業金融公庫法第十八条第一項」に、「当該貸付け」を「これらの貸付け」に改める。

(地方税法の一部改正)  
第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第七十二条の四第一項第二号中「環境衛生金融公庫」の下に、「沖繩振興開発金融公庫」を加える。  
附則第十条に次の一項を加える。

3 道府県は、沖繩振興開発金融公庫が沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)附則第四条第一項の規定により権利を承継した場合においては、第七十三条の第二

一項の規定にかかわらず、当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(郵便振替法の一部改正)  
第十四条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の二中「若しくは環境衛生金融公庫」を、「環境衛生金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫」に改める。  
(大蔵省設置法の一部改正)  
第十五条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の八を第六号の九とし、第六号の七を第六号の八とし、第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七 沖繩振興開発金融公庫を監督すること。  
(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)  
第十六条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。  
(公職選挙法の一部改正)  
第十七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二第一項第二号中「若しくは環境衛生金融公庫」を、「環境衛生金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫」に改める。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)  
第十八条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。  
(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)  
第十九条 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び環境衛生金融公庫」を、「環境衛生金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫」に改める。  
第五条第二項第二号中「及び中小企業債券」を「中小企業債券及び沖繩振興開発金融公庫宅地債券」に改め、同条第三項中「住宅金融公庫宅地債券」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫宅地債券」を加え、「及び北海道東北開発公庫」を、「北海道東北開発公庫及び沖繩振興開発金融公庫」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)  
第二十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「環境衛生金融公庫」の下に、「沖繩振興開発金融公庫」を加える。  
(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)  
第二十一条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。  
(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)  
第二十二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。  
(国会議員互助年金法の一部改正)  
第二十三条 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。  
(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)  
第二十四条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。  
(国家公務員共済組合法の一部改正)  
第二十五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。  
(地方公務員等共済組合法の一部改正)  
第二十六条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。  
(郵便貯金法の一部改正)  
第二十七条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「第二十二條の二の規定」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)第十九條第六項において準用する住宅金融公庫法第二十二條の二第一項の規定」を加える。  
第六十條中「住宅金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加え、「又は第二項」を「若しくは第二項又は沖繩振興開発金融公庫法第十九條第一項第三号」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第二十八条 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二十三条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖繩振興開発金融公庫に対し、保険法による保険の業務の一部を委託することができる。第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

第三十三条第一項中「第二十三条第七項」の下に「又は第八項」を加える。

第四十七条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第四十八条中「第二十三条第七項」の下に「又は第八項」を加える。

(産業労働者住宅資金金融通法の一部改正)

第二十九条 産業労働者住宅資金金融通法の一部を次のように改正する。

第三条中「(以下「公庫」という。)」を「又は沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)」に改める。

第九条第一項の表区分の欄中、以下「公庫法」という。を削り、「公庫法第二条第五号」を「住宅金融公庫法第二条第五号」に改め、同条第二項中「公庫法第二十条第八項」を「住宅金融公庫法第二十条第八項」に、「公庫法第二十条第九項」を「同条第九項」に改め、同条第三項中「公庫法第二十一条の三第一項」を「住宅金融公庫法第二十一条の三第一項」に、「公庫法第二十一条の三第三項」を「同条第三項」に改め、同条第四項中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

第十条第二項中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

第十一条中「公庫法第二十四条第一項」を「住宅金融公庫法第二十四条第一項又は沖繩振興開発金融公庫(昭和四十六年法律第 号)第二十一条第一項」に改める。

第十二条中「公庫法第二十五条」を「住宅金融公庫法第二十五条又は沖繩振興開発金融公庫法第二十三条」に改める。

第十四条を次のように改める。

(主務大臣、主務省令)

第十四条 この法律における主務大臣は、住宅金融公庫にあつては建設大臣及び大蔵大臣とし、沖繩振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

2 この法律における主務省令は、住宅金融公庫にあつては建設省令・大蔵省令とし、沖繩振興開発金融公庫にあつては総理府令・大蔵省令とする。

第十六条及び第十七条中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第三十条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四十七条の見出し中「住宅金融公庫」を「住宅金融公庫等」に改め、同条中「(昭和二十五年法律第五十六号)」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)」を、「住宅金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(地方住宅供給公社法の一部改正)  
第三十一条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の見出し中「住宅金融公庫」を「住宅金融公庫等」に改め、同条中「住宅金融公庫」の下に「及び沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(日本勤労者住宅協会法の一部改正)

第三十二条 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中「及び年金福祉事業団」を、「沖繩振興開発金融公庫及び年金福祉事業団」に改める。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正)

第三十三条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「住宅金融公庫」を「住宅金融公庫等」に改め、同条中「(昭和二十五年法律第五十六号)」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)」を加える。

(農山漁村電気導入促進法の一部改正)

第三十四条 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「農林漁業金融公庫」の下に「及び沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(自作農維持資金金融通法の一部改正)

第三十五条 自作農維持資金金融通法の一部を次のように改正する。

第一条中「農林漁業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

第二条第一項中「(以下「公庫」という。)」を「又は沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)」に、「省令」を「農林省令・大蔵省令(沖繩振興開発金融公庫に係るものにあつては、総理府令・農林省令・大蔵省令。第五条において同じ。)」に改め、同条第二項中「公庫」を「農林漁業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫が、それぞれ」に改め、「大蔵大臣」の下に「又は内閣総理大臣、農林大臣及び大蔵大臣」を加える。

第五條第一項及び第二項第七号中「省令」を「農林省令・大蔵省令」に改める。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第三十六条 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第六号中「(以下「公庫」という。)」を「又は沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)」に改める。

第五條第一項中「(昭和二十七年法律第三百五十五号)」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)」を加え、同条第二項中「公庫」を「農林漁業金融公庫」に改める。

附則第二項中「公庫」を「農林漁業金融公庫」に、「とする」を「とし、この法律の規定により沖繩振興開発金融公庫が行なう資金の貸付けについては、同法第三十二条第二項中「自作農維持資金金融通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)」と、同法第三十三条第二項第一号中「自作農維持資金金融通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置法」とする」に改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第三十七条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「掲げる資金」の下に「(以下この項において「総合施設資金」という。又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)第十九条第一項第四号に規定する資金で総合施設資金に相当するもの」を加え、「同号」を「同表の第三号の二」に改める。

(中小漁業振興特別措置法の一部改正)

第三十八条 中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「農林漁業金融公庫」を「農林漁業金融公庫等」に改め、同条中「農林漁業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を、「昭和二十七年法律第三百五十五号」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)」を加える。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第三十九条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「中小企業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を、「第十九条」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)第十九条」を加え、同条第二項中「中小企業金融公庫法」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法」を加え、「同法第十九条」を「中小企業金融公庫法第十九条又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条」に改める。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正)  
第四十条 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「中小企業金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

#### 理由

沖繩における経済の振興及び社会の開発を図るため、一般の金融機関が行なう金融を補充し、又は奨励するとともに、一般の金融機関が融通することを困難とする資金を融資することを目的とする特別の金融機関を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



第一類第五号

大蔵委員会議録第十号

昭和四十六年十一月十六日

昭和四十六年十一月二十四日印刷

昭和四十六年十一月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B